

第1部 基本的考え方

1 都・国の取組

東京都は、平成12年3月に東京都男女平等参画基本条例を制定し、「家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない」と規定し、配偶者暴力の防止等に取り組んできました。一方、国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）を制定し、配偶者暴力の防止や、被害者保護に係る国や地方自治体の責務を明示しました。

こうした流れを受け、都は平成14年度に男女平等参画のための行動計画で「家庭内等における暴力の防止」を重点課題のひとつに掲げるとともに、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

平成18年3月には、平成16年の法改正によって都道府県による基本計画の策定が定められたことを受け、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。

その後、平成19年度の法改正及び国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年1月）」（以下「基本方針」という。）では、区市町村における基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター機能整備が努力義務とされ、被害者の自立支援に関する関係機関の連携強化などが掲げられ、被害者の立場に立ったより実効性のある対策が求められることになりました。このため、都は、法改正の趣旨と配偶者暴力被害の実態調査を踏まえて平成21年3月に計画を改定し、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進してきました。

これまでの取組により、配偶者暴力対策は着実に前進してきましたが、今なお積極的に取り組むべき課題、また、社会情勢の変化等により生じる新たな課題などへの取組が求められます。

2 配偶者暴力をめぐる現状認識

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、時には生命に危険が及ぶこともあるなど被害が深刻化しやすい特性があります。

配偶者暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけるだけでな

く、男女平等参画社会の実現を妨げるものです。

平成 21 年 3 月の内閣府「男女間における暴力に関する調査」（以下「内閣府調査」という。）によると、女性の 3 人に 1 人がこれまでに配偶者から身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のいずれかを受けています。

また、配偶者暴力は、配偶者間にとどまらず周囲の者に及ぶ場合があり、特に同居する子供への影響は深刻です。児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）においては、子供が直接暴力を受けていない場合でも、家庭内で配偶者暴力を目撃するなど児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たるとされています。これらを含めた児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。

さらに、配偶者暴力を背景とする犯罪の発生など、近隣、地域にも影響を及ぼし、健全な地域社会の維持を阻害するものともなります。

このように、重大な被害や影響を広範にわたって及ぼす配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することは、被害者本人を含め誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現のために重要です。

3 めざすべき配偶者暴力対策のあり方

配偶者暴力対策を推進するためには、配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した支援を行うことが必要であり、そのためには、様々な機関の緊密な連携が欠かせません。また、配偶者暴力の未然防止に向けて、社会全体で取り組むことが必要です。

(1) 被害者の安全の確保と本人の意思を尊重した継続的な支援

配偶者暴力を早期に発見し、被害者の安全と安心の確保を図るとともに、被害者が暴力によるダメージから立ち直り、精神的、経済的に自立するための継続的な心のケアや就労など、本人の意思を踏まえた多岐にわたる生活再建のための支援と、その仕組みづくりを進めていくことが必要です。

また、被害者に子供がいる場合には、身体的暴力や精神的暴力などの虐待が及んでいることも多いことから、状況に応じて児童相談所等との連携により、迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

(2) 暴力の背景の正しい認識と暴力防止への社会全体での取組

配偶者暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力を生み出す背景についても広く認識し、暴力の防止に向けて、社会全体で取

り組まなければなりません。

また、児童虐待や高齢者虐待など家庭で生まれる様々な暴力との関係にも配慮しながら取組を進めることが求められます。

(3) 都と区市町村等関係機関、民間団体の相互連携と役割分担

被害者や子供への支援は、多くの機関や団体がそれぞれの場面に応じて、連携しながら適切に対応していく必要があります。

特に、被害者に対するきめ細かい支援を迅速、円滑に進めるためには、区市町村の役割が重要であり、都と区市町村がそれぞれの役割を明確にしつつ、相互に補完し、協働して取り組んでいく必要があります。

民間団体は、被害者支援等について先進的に取り組んでいる実績があります。都は、民間団体がその特性や経験を十分に発揮できるよう支援し、連携を図りながら被害者支援を行う必要があります。

4 暴力のない社会の実現に向けて

都は、これまでの施策を引き続き着実に推進するとともに、今後求められる施策の展開を積極的に推進していかなければなりません。

今回の基本計画の改定に当たっては、暴力のない社会の実現を目指し、都の配偶者暴力対策を更に進めていくために、次の視点を中心に取り組んでいくことが重要です。

(1) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

被害者が、配偶者からの暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建に至るまで、様々な機関からの支援が必要になります。被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うためには、より一層の支援体制の整備が必要です。

また、被害者の早期発見や、配偶者暴力に関する啓発及び未然防止についても、一層の取組が求められます。

(2) 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

配偶者暴力対策においては、被害者の生活再建までを視野に入れる必要があることから、身近な地域における支援の必要性は高まってきています。平成19年度の法改正においても、区市町村における配偶者暴力対策の充実を促進していくため、配偶者暴力対策基本計画の策定と、配偶者暴力相談支援センターの機能整備が努力義務として定められました。

都においても、被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、区市町村における配偶者暴力対策の推進体制づくりを一層支援する必要があります。

5 基本計画の数値目標について

基本計画は、都の施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。その実効性を確保するためには、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要です。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者暴力対策の推進に資するのかということ、多角的に検討の上で設定することが必要です。

6 基本計画の名称について

都道府県の基本計画は、配偶者暴力防止法に基づき、法に定める「配偶者」（事実婚又は離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含む）からの暴力の防止と配偶者暴力被害者の保護のための施策内容を定めることとされています。

現基本計画においては、配偶者以外の交際相手など親密な間柄にある男女間の暴力についても、未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策について取り組んでいます。

昨年12月に策定された国の「第3次男女共同参画基本計画」では、交際相手からの暴力への対応の充実が掲げられています。

都としても、今後、若年層の男女間における交際相手からの暴力を防止するため、取組を一層進める必要があることから、基本計画の名称についても、「東京都配偶者等暴力対策基本計画」への変更を検討する必要があります。

❖ 配偶者暴力に関する用語の使用について

「ドメスティック・バイオレンス」「配偶者」「配偶者暴力」の文言については、東京都配偶者暴力対策基本計画における位置付けと同様に取り扱います。

●ドメスティック・バイオレンス

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から振るわれる暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内の暴力」となり、親やその他の親族が子供に対して振るう暴力など、高齢者や子供などに家庭内で振るわれる暴力を含めて使用される場合もあります。このため、原則として「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」という言葉は使いません。

●配偶者

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含みます。なお、暴力の未然防止のための取組や意識啓発など、法律の根拠を必要としない様々な施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含めた対応を求めています。

●配偶者暴力

「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」「無視する」「わざと相手が大事にしているものを壊す」「生活費を渡さない」などの精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。